

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級
(略)			(略)		
十日町学区	(略)	新潟県立小出特別 支援学校川西分校	十日町学区	(略)	新潟県立小出特別 支援学校ふれあいの 丘分校
高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別 支援学校白嶺分校	高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別 支援学校ひすいの 里分校

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。